

## (1) 総合教育会議の運営等について

### ① 位置付け

- 地教行法の第1条の規定により全ての地方公共団体において創設(設置)されるもの。  
⇒鳥取市総合教育会議設置要綱を制定。
- 市長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場である。  
(地方自治法に基づくいわゆる附属機関には当たらない。)
- 教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図る。

### ② 運営等

- 会議の招集 原則として市長が招集する。  
必要に応じて教育委員会が総合教育会議の招集を求めることも可能。
- 会議の公開 住民への説明責任を果たすとともに、その理解と協力の下で教育行政を行う趣旨から、原則として公開するもの。
- 議事録 議事録の作成とその公表について義務化。
- 協議内容 教育に関する大綱の策定やその変更に関する協議のほか、教育の条件整備など重点施策の協議や、児童、生徒等の生命又は身体の保護や緊急の場合に講ずべき措置に関する協議を行うもの。
- 協議・調整の結果 市長及び教育委員会は、その結果を尊重しなければならない。
- 会議の庶務等 市長が総合教育会議を招集することに鑑み、市長部局で行うことが原則とされている。ただし、当該事務を教育委員会に委任し、又は補助執行させることができる。⇒総務部から教育委員会へ
- その他の事項 総合教育会議は、地教行法の改正施行後、会議運営等に関し必要な事項は、総合教育会議が定めることとされており、当事者間で合意したものが内規として位置付けられる。⇒4月30日第1回で承認

### ③ 今後の予定

- 年2回程度開催予定。その他必要に応じて開催する。

<地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）（平成27年4月1日施行）>

（総合教育会議）

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

## 鳥取市総合教育会議設置要綱（案）

（目的）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、鳥取市の教育に資するため、鳥取市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 総合教育会議は、法第1条の4第1項の規定により、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 鳥取市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関する協議
- (2) 鳥取市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

（組織）

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

（招集）

第4条 総合教育会議は、市長が招集し、総合教育会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

（意見の聴取）

第5条 総合教育会議は、前条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 総合教育会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

（議事録の作成及び公表）

第7条 総合教育会議は、会議の終了後遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。

2 議事録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後、前条ただし書きにより非公開とした部分を除き、鳥取市公式ウェブサイトに掲示することにより行う。

（調整結果の尊重）

第8条 総合教育会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

（庶務）

第9条 総合教育会議の庶務は、総務部において処理する。ただし、総合教育会議の開催並びに大綱の策定等に関する事務を教育委員会に委任又は補助執行させる場合は、この限りでない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月30日から施行する。